

社会保障 5. 給付と負担の見直し

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
—	—	66. 介護の軽度者(要介護1・2の者)への生活援助サービス・福祉用具貸与に関する給付の在り方等について検討			
		a. 軽度者(要介護1・2の者)への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、介護サービスの需要が増加する一方、介護人材の不足が見込まれる中で、現行の総合事業に関する評価・分析等を行いつつ、第10期介護保険事業計画期間の開始までの間に、介護保険の運営主体である市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、包括的に検討を行い、結論を出す。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の在り方について、必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		c. 福祉用具貸与の在り方について、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な品目について、貸与ではなく販売とするなど、介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会や介護給付費分科会等における議論等を踏まえ、必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
—	—	67. 医療・介護における「現役並み所得」等の判断基準の見直しを検討			
		a. 医療における「現役並み所得」の判断基準の見直しについて、医療保険部会におけるとりまとめを踏まえ、判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することや、2022年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し(一定以上所得のある者への2割負担導入)の施行の状況等を注視する必要があることに留意しつつ検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

社会保障 5. 給付と負担の見直し

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		b. 介護における「一定以上所得」(2割負担)の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期介護保険事業計画に向けて結論を得る。 また、「現役並み所得」(3割負担)の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。 ※次期介護保険事業計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏までに結論を得るべく引き続き議論 《所管省庁：厚生労働省》	→		
—	—	68. 介護保険の1号保険料負担の在り方を検討			
		a. 介護保険の1号保険料について、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、次期介護保険事業計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
—	—	69. 新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討			
		a. 医薬品や医療技術の保険収載の判断等に当たり費用対効果や財政影響などの経済性評価を活用し、保険対象外の医薬品等に係る保険外併用療養を柔軟に活用・拡大することについて、2022年度診療報酬改定での対応も踏まえ、引き続き検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		